科研費に関するご意見・ご要望への対応について

1 窓口での受付状況 (平成 29(2017)年度及び平成 30(2018)年度分)

意見区分	平成 29 年度	受付件数	平成 30 年度	受付件数
① 科研費制度について	16	14.2%	13	18.8%
② 公募について	29	25.7%	11	15.9%
③ 審査・評価について	14	12.4%	10	14.5%
④ 科研費の使用、各種手続きについて	40	35.4%	15	21.7%
⑤ その他	14	12.4%	20	29.0%
合計	113	100.0%	69	100.0%

2 対応の概要 (平成 29(2017)年度及び平成 30(2018)年度分について)

寄せられたご意見・ご要望について、研究者及び科研費事務担当者の目線に立ちつつ、 必要な改善策を検討・実施します。寄せられたご意見・ご要望への現時点での考え方や検 討状況は、別紙1のとおりです。

- ○既に具体的な対応を行ったもの(主なものを抜粋)
 - ・交付申請手続を電子化し、紙媒体の提出を不要とした
 - ・研究分担者承諾書を電子化し、紙媒体の提出を不要とした
 - ・研究成果報告書の様式を図表等の挿入がしやすいように改善した
 - ・研究計画調書作成時のPDFプレビュー機能を追加した
 - ・科研費FAQへ具体的な事例を追加した
- ○現時点では対応が困難なもの(主なものを抜粋)
 - ・日本学術振興会から各研究分担者へ分担金を直接送金すること
 - ・科研費に係る全通知を英語化し日本語版と同日発出すること

3 過去に寄せられたご意見・ご要望への対応(平成28(2016)年度分について)

平成28(2016)年度に寄せられたご意見・ご要望について、研究者及び科研費事務担当者の目線に立ちつつ、別紙2のとおり対応を行いましたのでご報告します。

平成 29(2017)、平成 30(2018)年度に寄せられたご意見・ご要望について

通番	意見・要望の分類・具体例	対応の考え方
1	I. 科研費制度について ○¹「挑戦的研究」の採択率の向上について ・「挑戦的研究」の採択率が低い(約10%前後)ため、応募額を最大限尊重する配分では なく、1件当たりの配分額を減らし、採択件 数を増やすことができないか。	○科研費は、全ての分野にわたりあらゆる学術研究(研究者の自由な発想に基づく研究)を対象とした唯一の競争的資金であり、研究内容や規模などに応じて様々なカテゴリー(研究種目)を設定し運営しています。 ○このうち、「挑戦的研究」については、「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について」(平成 28 年 12 月 20 日 科学技術・学術審議会 学術分科会研究費部会)における提言を踏まえ、現行制度の運営を行っています。 ○提言の具体的内容としては、次の記述があります。 *********************** 【平成 28 年 12 月 20 日研究費部会報告書より抜粋】 「挑戦的研究」においては、種目の趣旨を踏まえた真に挑戦的な研究課題を支援する観点から、採択率の考え方等審査の進め方に関して「基盤研究」種目群と明確に異なる取扱いを行う。具体的には、制度の趣旨に沿った質の高い研究課題を選び抜くため、科研費の全体目標である採択率30%の目標にとらわれず、採択件数を一定数に絞る。一方で挑戦的な研究計画の実行が担保されるよう、応募額を最大限尊重した配分(特に「挑戦的研究(萌芽)」については100%を基本とした配分)を目指す。その際、公募要領において採択予定件数を示すなど、応募者に対してその趣旨が明確に伝わるようにする。 ************************************
2	○審査における配分額の算出方法について・科研費の予算配分は、応募件数のみを考慮して行われているのか。	○科研費の審査は、文部科学省から示される「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」及び、「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/03_shinsa/index.html に基づいて実施しています。 ○前述の「基本的考え方」及び「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」には、「科学研究費助成事業配分方式」が定められており、科研費の各研究種目における配分可能額において、審査区分毎の応募件数構成比と応募金額構成比を1:1とする構成比を算出し、各審査区分の配分枠をあらかじめ定めて審査を行っています。こ

^{1 「}意見・要望の分類・具体例」欄の「○」はおおまかな分類を表し、「・」は意見の具体例を表す。

		/ 3 4 / 1 1
		のように、応募件数のみを考慮して配分額を決定する仕組みにはなっていません。科研費の各研究種目における配分可能額において、審査区分毎の応募件数構成比と応募金額構成比を 1:1 とする構成比を算出し、各審査区分の配分枠をあらかじめ定めて審査を行っています。このように、応募件数のみを考慮して配分額を決定する仕組みにはなっていません。
3	○応募資格対象者の拡大について・非常勤の研究者に対して、科研費の応募資格を必ず付与させることができないか。	○科研費制度では、応募資格を認めるに当たっては、研究機関において、公募要領で定める応募資格の要件である、「研究活動を行うことを職務に含んでいるか」、「研究活動に実際に従事しているか」といった点を満たしているかについて確認していただくこととしています。そのため、科研費への応募(当該研究機関における職務としての研究実施)を希望する「非常勤研究者」についても、研究機関において、職制や労働条件等を勘案いただいた上で応募資格を認めるか否かを判断いただくこととなります。
4	○若手研究者支援の強化について ・「帰国発展研究」の帰国後の条件のうち、 職位に係る要件を緩和できないか。	○「帰国発展研究」は、海外の研究機関等において優れた研究実績を有する独立した日本人研究者を日本に呼び戻し、帰国後すぐに研究を開始できるようにするため、平成 27(2015)年度に創設した研究種目です。 ○応募動向や研究者からの意見等を踏まえ、制度の趣旨を考慮しつつ優秀な若手研究者等のより幅広い層の研究者が応募できるよう、平成 30(2018)年度公募(平成 30(2018)年 9 月)から帰国後の条件を見直し、職位の要件を緩和しています(「教授、准教授相当」から「教授、准教授又はそれに準ずる身分」に緩和)。
5	○若手研究者支援の強化について ・若手研究者へより一層の機会を与えるため、研究代表者として応募できる年齢に上限 を設定できないか。	○科研費制度では、公募要領で定める応募資格の要件として、所属する研究機関において「研究活動を行うことを 職務に含んでいるか」、「研究活動に実際に従事しているか」等を満たすか確認いただくことを要件としており、原則 として年齢の上限設定等は行っていません。また、全ての分野を対象とした多様な研究者の研究を支援する科研費 の本旨を踏まえ、現時点では年齢の上限を設定することは考えていません。
6	○国際化への対応の推進について・各種様式や通知文書等の更なる英語化を進めることができないか。・通知文書等の英語版を日本語版と同時に公開できないか。	○科研費では昨今の国際化へ対応するために、科研費電子申請システムでの英語画面の拡充や公募要領 (英語版) の早期公開に努めてきたところです。今後も対応の優先度や費用対効果についても検討しつつ、英語化を推進してまいります。
7	○研究費使用の柔軟性の拡大について・基金種目における前倒し請求について、現行の年2回受付ではなく、必要に応じて随時、通年で受け付けるようにできないか。	○科研費における基金種目の効果をより活かすためのご要望として受け止め、検討課題とさせていただきます。○一方で、現状の日本学術振興会の業務処理体制では、前倒し支払請求への対応を随時行うことや、対応回数を増やすことは、実情として物理的に課題があり、ご理解いただければ幸いです。

		Aut.C.
8	○科研費制度の支援の対象について・特定の研究分野を科研費の支援の対象外とすべきではないか。	 ○科研費は、研究者の自由な発想に基づく幅広い分野にわたる学術研究を対象としており、応募に当たっての研究計画の提案は、応募する研究者の自由な発想を尊重することが制度運営の基本です。 ○そのため、応募される研究計画は多様であり、科研費の支援の対象となる研究課題の選定に当たっては、公正な審査を通じて対象を選定しています。 ○具体的には、十分な評価能力を有する研究者によって構成される審査委員会が、個々の研究の学術的価値を厳正に評価します。その選定過程においては、複数名の審査委員により複数段階にわたる審査を行っています。
9	○情報公開の促進等について・「研究成果公開促進費」の成果の広報を一層充実させることができないか。	○ホームページ等の掲載情報や構成を見直し、国民に分かりやすい情報発信を心がけていきます。
10	○情報公開の促進等について ・知的財産の保護等の観点から、研究開始時 における「研究の概要」の公開は慎重に対応 すべきではないか。	○科研費の研究開始時における公開情報については、従前、「科学研究費助成事業データベース(KAKEN)」において、交付内定時に「採択研究課題名」や「配分予定額」のみ公表していましたが、令和元(2019)年度から、研究開始時における研究の内容を分かりやすく社会・国民に提供するため、交付申請書の「研究の概要」欄の内容を公開しています。 ○上記の趣旨をご理解いただき、「研究の概要」欄には知的財産等において差し支えのない範囲で記載いただくようお願いします。
11	Ⅲ.公募について○研究計画調書の改善について・研究計画調書の作成に当たって、研究経費に係る入力作業をより省力化できないか。	○令和 2 (2020)年度公募から、csv ファイルの取り込み機能を設けることで、研究経費の一括入力を行うことができるよう改善しています。
12	○研究分担者の参画に際して必要な手続の 改善について・研究分担者承諾書を徴取する手続をより簡素化できないか。・研究分担者承諾が未承諾の段階で、研究計 画調書のプレビューの出力を可能にできないか。	○研究分担者の参画に際して必要な研究分担者承諾の手続について、「基盤研究」等は、平成 31(2019)年度公募から電子化し、提出や管理の手続を簡素化しています。○令和 2(2020)年度公募から、研究分担者承諾が未承諾の段階であっても、研究計画調書のプレビューを出力できるよう改善しています。

13	○公募要領(研究計画調書を含む)について ・公募要領の掲載時期をより早期化できない か。	○科研費の公募は、次年度の予算の概算要求の状況 (例年 8 月末までに要求)を踏まえ、多くの種目は、交付前年度の9月に実施しています。引き続き、可能な限り公募要領等を早期に掲載できるよう努めます。
14	○類似の研究計画について・過去又は同時期に類似の研究計画が応募される事例があるのではないか。	○科研費の支援を受けて行われる研究は、研究者の自覚と責任において実施するものであり、公募要領等においてもその旨を周知しています。 ○科学研究を志す研究者が、例えば、他者の計画からの着想が大半を占めるような研究計画調書を作成するようなことは想定していませんが、審査では専門分野の近い審査委員が応募者の研究遂行能力等を含めた多角的な観点で評価を行っており、仮にそのような研究計画があったとしても、高評価が得られることは想定していません。
15	Ⅲ.審査・評価について○審査結果の開示方法について・採択された場合にも、審査結果の所見を開示することができないか。・審査結果の所見の開示を行う研究種目の対象を拡大できないか。	 ○現状では、「特別推進研究」等の大型種目のほか、総合審査を実施する「基盤研究(A)」等について、合議審査で不採択となった研究課題を対象に「審査結果の所見」を開示しています。また、令和元(2019)年度においては、更なる公開情報の充実の観点から、「基盤研究(A)」の新規採択課題について「審査結果の所見の概要」を開示しています。 ○このように、審査結果の所見の開示については、研究者の要望等を踏まえて充実に努めていますが、毎年約 10 万件に及ぶ全ての応募研究課題に対応を拡大することは、次に掲げる点があるため、実情として課題があり、ご理解いただければ幸いです。 ・合議審査を行わない 2 段階書面審査では、委員会としての「審査結果の所見」を作成することが困難であること。 ・現状でも審査委員の審査負担が大きい中、審査委員となる研究者に更なる負担を強いることになること。 ○今後とも審査負担等も勘案しつつ、審査結果の開示等の充実を図ってまいります。
16	○審査体制の改善について・審査に当たって、利害関係者は適切に排除されているのか。	○利害関係者の排除については「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」においてルールを定め、審査委員の申告により、該当する研究課題の審査には当たらないこととしています。また、日本学術振興会学術システム研究センターでは、このルールに基づく申告が適正になされているか審査の検証を行っています。検証の結果、利益誘導を行っている、あるいは「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」に基づかない審査を行ったと認められた審査委員については、次年度以降の審査委員選考の際に当該結果を適切に反映させています。 ○以上のように、科研費においては、利害関係者を適切に排除することにより、公正で透明性の高い審査が行われるよう努めています。
17	○審査体制の改善について	○「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成 29 年 6 月 22 日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し

・審査に当たって、新規応募課題と、応募者 が実施中の他の競争的研究業等の課題との 重複の状況は適切に確認されているのか。 「個一の研究器に対して、複数の競争的研究業等の課題との 重複の状況は適切に確認されているのか。 「公正究がループに当該不理に任分される不必要に重ねれる状態)や「過度の集中」(同一の研究者 で使い切れないほどの状態)の構築を徹底することとされています。 ○このため、科研費の審査とはおいては、研究者の競力を企等の応募状況や研究費の受入状況を確認し、研究費配分 において不合理な監視がないかどうか、過度に集中していないかを確認した上で、応募研究課題の报客を決定して います。 「公審支体制の改善について ・科研費の審査を受けた適切に適考されている のか。 「公審支体制の改善について ・科研費の審査を受けた適切に適考されている のか。 「公本でのデストの研究を関係と対して、 ・			λεή Γ.C/.
・科研費の審査委員は適切に選考されているのか。 著データベース(科研費採択経験者の情報を収録・管理)に基づき候補者案を作成し、それを基に、日本学術振興会が選考しています。 ○学術ンステム研究センターにおいては、審査委員候補者データベースに登録されている研究者の専門分野、これまでの論文や受質歴などに基づき、専門分野ごとに複数の研究員が担当し、複数段階での検討を経て候補者案を作成しています。候補者案の作成に当たっては、当該学術研究分野に精通し、公正で十分な評価能力を有する者を選考するとともに、幅広い視野からの審査が可能となるよう考慮した選考を行っています。また、審査委員の多様性に配慮する観点から、女性研究者や公私立大学、独立行政法人、民間企業等の研究者の起用に努めることで、応募者の属性に無らして偏りのない審査体制を確保しています(日本学術振興会ホームページ科研費パンフレットhttps://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/24_pamph/index.htmlを参照ください。)。 ○今後とも公正性、透明性に十分配慮した審査を負達考を進めてまいります。 ○斉修文研究分野に特化した審査区分を新たに創設できないか。 ○科研費は、研究者の自由な発想に基づく幅広い分野にわたる学術研究を対象としており、応募に当たっての研究・計画の提案は、研究者の自由な発想を専重することを制度運営の基本としています。 ○応募に当たっては、研究者が、自ら応募研究課題に最も相なしい「審査区分」を選択する方式を採るとともに、既存分野の変化と研究の多様な展開に柔軟に対点でするため、各区分の名称には「関連」や「関連分野」を付しており、特定の研究分野に特化した区分を設けずとも、科研費に応募することが可能となっています。 ○交付内定時期の早期化について・「挑戦的研究」が採る審査システム(事前選考の適用など)の運営上、現行方式では、審査が終了し結果の取りまとめが完了するまでの時間を短縮することが困難であり、交付内定は公募の翌年の6月頃とせざるを得ません。 ○しかしながら、引き続き、研究者の方が早期に研究に着手できるよう、審査方法についても改善・検討するとともに、早期の交付に努めてまいります。		が実施中の他の競争的研究費等の課題との	る同一の研究課題に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態)や「過度の集中」(同一の研究者 又は研究グループに当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内 で使い切れないほどの状態)の排除を徹底することとされています。 〇このため、科研費の審査においては、研究者の競争的資金等の応募状況や研究費の受入状況を確認し、研究費配分 において不合理な重複がないかどうか、過度に集中していないかを確認した上で、応募研究課題の採否を決定して
・特定の研究分野に特化した審査区分を新たに創設できないか。 計画の提案は、応募する研究者の自由な発想を尊重することを制度運営の基本としています。 ○応募に当たっては、研究者が、自ら応募研究課題に最も相応しい「審査区分」を選択する方式を採るとともに、既存分野の深化と研究の多様な展開に柔軟に対応するため、各区分の名称には「関連」や「関連分野」を付しており、特定の研究分野に特化した区分を設けずとも、科研費に応募することが可能となっています。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	18	・科研費の審査委員は適切に選考されている	者データベース(科研費採択経験者の情報を収録・管理)に基づき候補者案を作成し、それを基に、日本学術振興会が選考しています。 〇学術システム研究センターにおいては、審査委員候補者データベースに登録されている研究者の専門分野、これまでの論文や受賞歴などに基づき、専門分野ごとに複数の研究員が担当し、複数段階での検討を経て候補者案を作成しています。候補者案の作成に当たっては、当該学術研究分野に精通し、公正で十分な評価能力を有する者を選考するとともに、幅広い視野からの審査が可能となるよう考慮した選考を行っています。また、審査委員の多様性に配慮する観点から、女性研究者や公私立大学、独立行政法人、民間企業等の研究者の起用に努めることで、応募者の属性に照らして偏りのない審査体制を確保しています(日本学術振興会ホームページ科研費パンフレットhttps://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/24_pamph/index.htmlを参照ください。)。
・「挑戦的研究」の交付内定時期をより早期 とめが完了するまでの時間を短縮することが困難であり、交付内定は公募の翌年の6月頃とせざるを得ません。 化できないか。	19	・特定の研究分野に特化した審査区分を新た	計画の提案は、応募する研究者の自由な発想を尊重することを制度運営の基本としています。 ○応募に当たっては、研究者が、自ら応募研究課題に最も相応しい「審査区分」を選択する方式を採るとともに、既 存分野の深化と研究の多様な展開に柔軟に対応するため、各区分の名称には「関連」や「関連分野」を付しており、
21 ○交付内定時期の早期化について ○平成 29(2017)年度から、特別研究員(RPD)の採用開始日から「特別研究員奨励費」の執行が可能となるよう改善し	20	・「挑戦的研究」の交付内定時期をより早期	とめが完了するまでの時間を短縮することが困難であり、交付内定は公募の翌年の 6 月頃とせざるを得ません。 〇しかしながら、引き続き、研究者の方が早期に研究に着手できるよう、審査方法についても改善・検討するととも
	21	○交付内定時期の早期化について	○平成 29(2017) 年度から、特別研究員(RPD)の採用開始日から「特別研究員奨励費」の執行が可能となるよう改善し

		別紙
	・特別研究員(RPD)の採用開始日から、「特別研究員奨励費」を執行可能にできないか。	ました。
22	IV. 科研費の使用、各種手続きについて ○研究費の柔軟な使用について ・科研費の執行に当たっての「研究遂行上、 必要であれば支出可能」との考え方につい て、「研究遂行上、必要」と考える判断基準 等の具体例を表すことができないか。	 ○科研費制度では、あえて具体例を示しておりません。その理由としては、どのような経費が研究課題の遂行のために必要であるかについては、各研究課題の進捗状況等によって多様であり、一律に制度側で必要性を判断することが困難であるためです。また、明確かつ具体的な判断基準を設けることで、かえって科研費の使い勝手を狭めることにもなると考えられます。 ○なお、科研費では、採択された研究課題の遂行に必要な経費であれば広く柔軟に使用することが可能ですが、研究代表者や研究分担者は、その経費使用に関する判断や使途に関する説明責任を負います。
23	○研究費の柔軟な使用について ・研究機関における科研費の執行について、 日本学術振興会が単価や契約方法等の基準 を定め、共通化することができないか。 ・立替払いをする際の研究機関内の標準 的な処理期間 ・海外渡航時のビジネスクラス等の使用 に係る基準 ・海外の長期出張時における宿泊料や日 当の取扱い	○科研費による研究は「研究機関の研究活動」としての職務として実施することを応募ルール等で求めているため、その管理や諸手続は、研究者が所属する研究機関で行うこととしています。また、科研費制度が関わる法令や制度としての条件以外の内容は、研究者が所属する研究機関のルールとして定めることとしています。 ○研究者が所属する研究機関は、設置者が異なるだけでなく各研究機関の体制や予算等の実情に応じて各種ルールや業務運営が執り行われることとなると考えられます。その意味で、例えば研究機関が定める各種ルールや業務処理の標準期間等を日本学術振興会が一律に定めることは、各研究機関の方針や業務実態を無視することにもつながり、適切な措置とは考えておりません。 ○また、科研費による支援を受けた研究者が研究活動を行う際、研究機関として可能な限り研究者をサポートいただくことは、科研費による支援を受けた研究者が研究活動を行う際、研究機関として可能な限り研究者をサポートいただくことは、科研費による支援の効果が高まることにもつながると考えています。 ○研究をより円滑に進めるとの観点から、各研究機関の科研費の執行に当たって、可能な限り柔軟な対応がなされるよう協力を要請してまいります。
24	○研究実績報告書等作成の利便性向上について ・研究実績報告書や研究成果報告書の作成に 当たって、手続を更に簡素化させることや、 利便性を更に向上させることができないか。	○電子申請システムによる研究成果や研究業績の報告について、順次改善に向け検討を進めています。なお、最近では以下のような改善を図っています。 ・電子申請システムを改修し、平成 30(2018)年 4 月以降に提出される実績報告書・実施状況報告書から、作成に当たって選択の誤りが発生しやすいと意見があった「掲載確定」、「発表確定」のチェックボックスを削除しました。 ・電子申請システムを改修し、平成 30(2018)年 4 月以降に提出される実績報告書・実施状況報告書から、雑誌論文等の csv 一括取り込み機能、雑誌論文の DOI による検索入力機能、図書の ISBN による検索入力機能を

○さらに、研究成果報告書の作成に当たって、過去に作成した実績報告書・実施状況報告書で既に報告した研究業績

実装しました。

	T	万川村
		を容易に転記できる機能の実装を検討しています。 ○また、競争的資金を所管する関係府省において、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が運用する研究者情報データベースである「researchmap」を活用する方針が定められています。科研費制度においても、「researchmap」と連携することにより、研究業績欄等の入力の利便性を向上する改善を行っていきます。
25	○研究実績報告書等作成の利便性向上について ・研究成果報告書の様式が左右2段組になっており図表等を挿入しにくいため、改善することができないか。	○平成 31(2019)年4月以降に提出される研究成果報告書から、左右2段組の様式を廃止し、図表等が挿入しやすいよう改善しました。
26	○間接経費の執行について ・研究機関における間接経費の使途につい て、研究代表者及び研究分担者自身の研究環 境の改善に対して、より直接的に資する経費 に使用されるよう見直しができないか。	○「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ 令和元年 7月18日改正)において間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能 の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めることを目的とされています。 ○このため、間接経費は、研究者が使用する経費ではなく、その使用に関する裁量が所属研究機関にあるとされて おり、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」においては、配分された研究機関の長の責任の下で、使用 に関する方針等を作成し、それに則って計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保することとさ れています。引き続きこれらの趣旨について、各研究機関内における所属研究者への適切な説明を促していきます。
27	○各種手続の合理化について ・電子申請システムの改善 「・研究機関の事務担当者が機関内締切を任意で設定できる機能を追加できないか。 ・事務担当者が出力する csv に交付申請書等の「当初作成日」のデータ項目を追加できないか。 ・交付申請書等を紙で印刷・押印し提出する手続を簡素化できないか。	○科研費電子申請システムについては、研究種目や手続等の見直しに即応するとともに、研究者や研究機関等のニーズも踏まえつつ、かつ、改修の優先度や費用対効果についても検討し、順次改善を進めているところであり、今後とも研究者等の利便性向上に向けて改善を検討してまいります。なお、最近では以下のような改善を図っています。 ・平成 30(2018)年4月から、交付申請に係る手続を全面的に電子化し印刷物の提出を不要としました。・平成 31(2019)年4月から、「研究分担者承諾・不承諾等」画面において出力される csv に他機関の研究代表者等が含まれるよう改修しました。 ・令和 2(2020)年度公募から、研究分担者承諾が未承諾の段階であっても、研究計画調書のプレビューを出力できるよう改修しました。
28	○各種手続の合理化について	○「繰越を必要とする理由書」は、研究者の負担軽減や多くの申請を短期間に適切に処理する観点から、これまでも

	・繰越を申請する様式を更に改善できない	財務省と協議を行い、できるだけ簡素化してきたところです。引き続き、適切な繰越手続に資するよう、様式の見直
	か。	し等の手続の改善に努めます。
		なお、最近では以下のような改善を図っています。
		・平成 29(2017)年度の繰越手続から、研究機関の事務担当者が、研究者の繰越申請の作成を支援できるようシ
		ステムを改修しました(研究代表者が認めた場合、事務担当者による申請内容の軽微な修正等が可能。)。
		・平成 30(2018)年度の繰越手続から、手続を円滑に進められるよう、繰越申請に当たって例年多くの問い合わ
		せをいただく内容に関する「記載事項チェックシート」を新たに作成しました。
29	○各種手続の合理化について	○日本学術振興会から研究分担者の所属研究機関に直接振り込むためには、全ての研究分担者から交付請求書(支
	・研究代表者を介さず日本学術振興会から研	払請求書)を提出いただく必要があり、現行の手続と比べて研究機関における事務負担も大きく増加する恐れがあ
	究分担者へ直接研究費を配分することがで	ります。
	きないか。	○また、交付申請段階で研究分担者に配分する分担金を確定する必要があるため配分の柔軟性をむしろ失わせる恐
		れがあることからも、現時点ではそのような手続に変更することは考えていません。

平成 28(2016)年度に寄せられたご意見・ご要望への主な対応状況

通番	意見・要望の分類・内容	対応状況
1	I. 科研費制度について○「新学術領域研究」の見直しができないか。	〇令和 2(2020) 年度公募から「新学術領域研究」を発展的に見直し、「学術変革領域研究」を創設しました。
2	○研究留学等で海外に長期渡航する場合に、 科研費による研究を継続することを可能にで きないか。	〇平成 31(2019)年度から海外における研究滞在等による研究中断制度を創設しました。
3	○基金種目を拡大できないか。	○平成 31(2019)年度から「研究活動スタート支援」を基金化しました。
		○令和 2(2020)年度から「挑戦的研究(開拓)」を基金化する予定です。
4	Ⅲ. 公募について○様式の罫線や枠線を廃止できないか。	○平成 30(2018)年度公募から研究計画調書の枠線を削除しました。
5	○「奨励研究」における紙媒体様式の廃止、電子化を推進できないか。	○平成 30(2018)年度公募から、応募手続を電子化しました。
6	○電子申請システムによる入力項目を拡充できないか。	○平成 30(2018)年度公募から「研究経費の明細欄」等を電子申請システム入力項目に変更しました。
7	○研究計画調書に産休育休、介護等による研究中断期間を記入できないか。	○平成 30(2018)年度公募から研究計画調書に研究中断期間を記入できるようにしました。
8	○過去 5 年を中心とした研究業績の見直し (より幅広い記入)ができないか。	○平成 30(2018)年度公募から「研究業績」欄を見直し、制限を撤廃しました。
9	○「研究成果公開促進費」の電子化を推進で きないか。	○平成 30(2018)年度公募から応募手続を電子化しました。

		237/24
10	○研究分担者と連携研究者の位置付けの整理ができないか。	○平成 30(2018)年度から連携研究者を廃止し、研究協力者に統合しました。
11	○研究分担者承諾書を徴取する手続を簡素化ができないか。	○平成 30(2018)年度「国際共同研究強化(B)」の公募から研究分担者承諾書を電子化(「基盤研究」等については、 平成 31(2019)年度公募から電子化)しました。
12	○「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)」の年齢制限(下限)の見直しができないか。	○平成 29(2017)年度公募から「国際共同研究強化」について、博士の学位を取得後 5 年以上経過した者は 36 歳未満でも応募することができるように年齢制限を見直しました。
13	Ⅲ.審査・評価について○審査委員の審査コメントの開示ができないか。	○平成 29(2017)年度公募の「挑戦的研究」及び平成 30(2018)年度公募の「基盤研究 (S²・A)」から、合議審査で不採択となった課題へ審査結果の所見を開示することとしました。
14	○審査委員の増員による 1 人当たりの審査負担の軽減ができないか。	○平成 31(2019)年度公募の審査から 2 段階書面審査における 1 名当たりの審査件数の上限を 150 件から 100 件に 低減しました。
15	○十分な審査期間の確保ができないか。	〇平成 30(2018)年度公募から 2 段階書面審査及び総合審査 3を導入し、同一の審査委員が 2 回審査することにより 従前よりも審査委員が審査する期間を確保しました。
16	○審査委員の多様性の確保ができないか。	○科研費審査システム改革 2018 を通じた対応を実行しています。
17	Ⅳ. 科研費の使用、各種手続きについて○研究実績報告書における研究発表欄の論文等情報の入力の簡素化できないか。	〇平成 30(2018)年 4 月以降に提出される研究実績報告書に、雑誌論文・学会発表・図書の CSV による取り込み機能、雑誌論文の DOI による検索機能及び図書の ISBN による検索機能を追加しました。

² 平成 29(2017)年度公募の審査まではヒアリングで不採択になった課題にのみ所見を開示3 「挑戦的研究」については平成 29(2017)年度公募から先行実施